

●香川県告示第344号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成19年6月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第5号
- 2 指 定 年 月 日 平成19年6月13日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 丸亀市垂水町字金竹2103-1
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 4.00メートル
延長 33.85メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。